

第1章

都市計画マスタープランとは

1-1 都市計画マスタープラン策定の目的	2
1-2 都市計画マスタープランの位置づけ	3
1-3 都市計画マスタープラン策定の経緯	4
1-4 都市計画マスタープランの目標年次	5

1-1 都市計画マスタープラン策定の目的

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の設備及び市街地開発事業に関する計画です。

本市では、平成17(2005)年に、つくばエクスプレス沿線整備により大きく都市構造が変わることで長期的な展望に立った新たなまちづくりを進める機運と、より暮らしやすいまちを目指す絶好の時期を迎えたことから、流山市都市計画マスタープラン(当初計画)を策定しました。その後、平成28(2016)年には、つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業の進展や新川耕地の土地利用状況との整合を図るため、当初計画を一部改定しました。

流山市都市計画マスタープランは、市の基本的方針である「流山市総合計画」の策定に合わせ、本市の「目指すまちのイメージ」である『都心から一番近い森のまち』の実現のため、本市の都市計画のあるべき姿(将来都市像)とそれに基づく、まちづくりに関する基本的な方針を示すことを目的として策定しました。

流山市の将来都市像

『水辺と緑の魅力にふれあえる
持続可能な都市』



イラスト：はしむとあや

1-2 都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、「流山市総合計画」及び千葉県が定める「流山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、都市計画法第18条の2で規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、本市が創意工夫の下、市民の意見を反映させて定めたもので、「流山市総合計画」における本市の都市計画に関する分野の方針として位置付けられます。(図1-1)

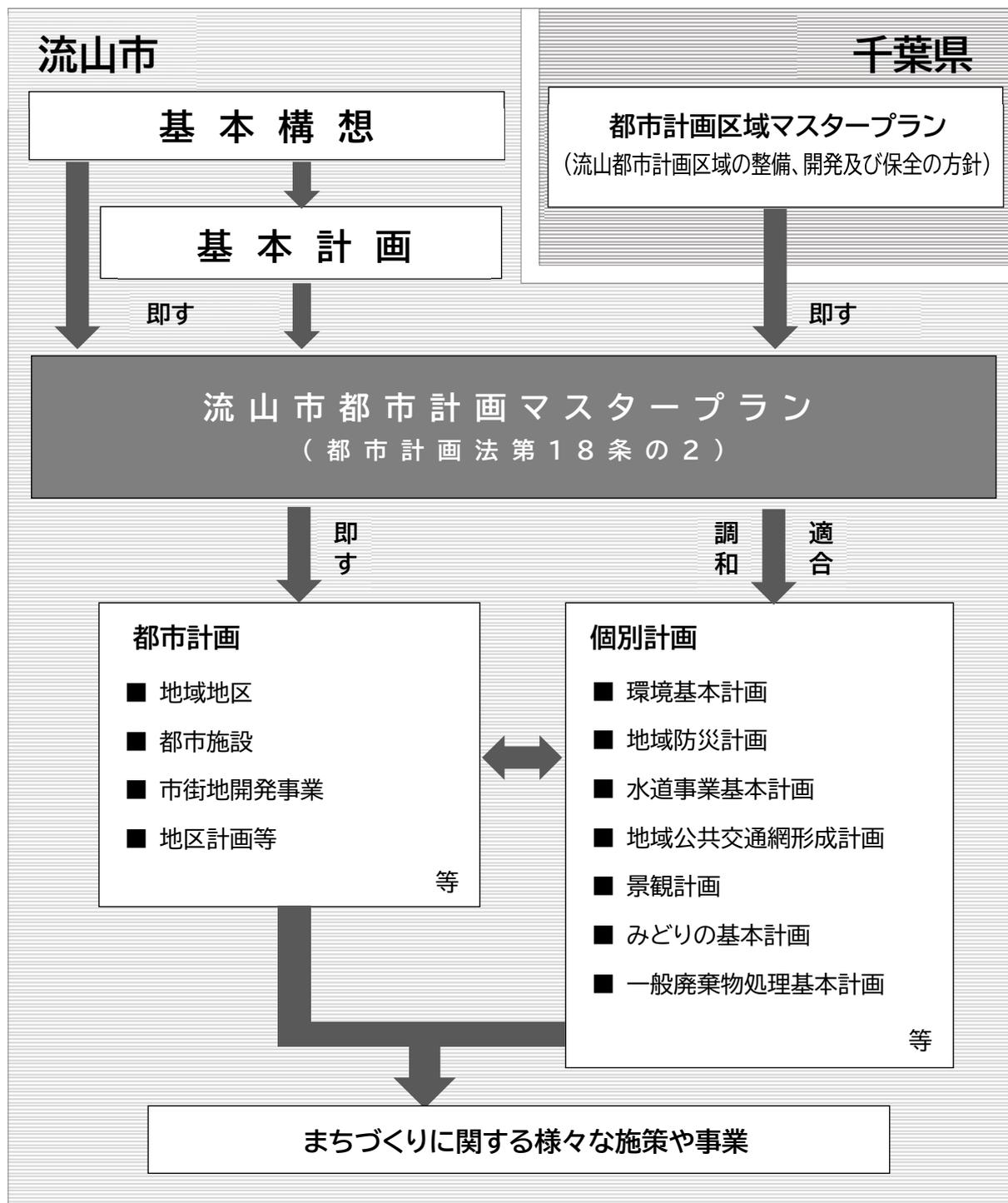


図1-1 都市計画マスタープランと他の計画、まちづくりとの関係

1-3 都市計画マスタープラン策定の経緯

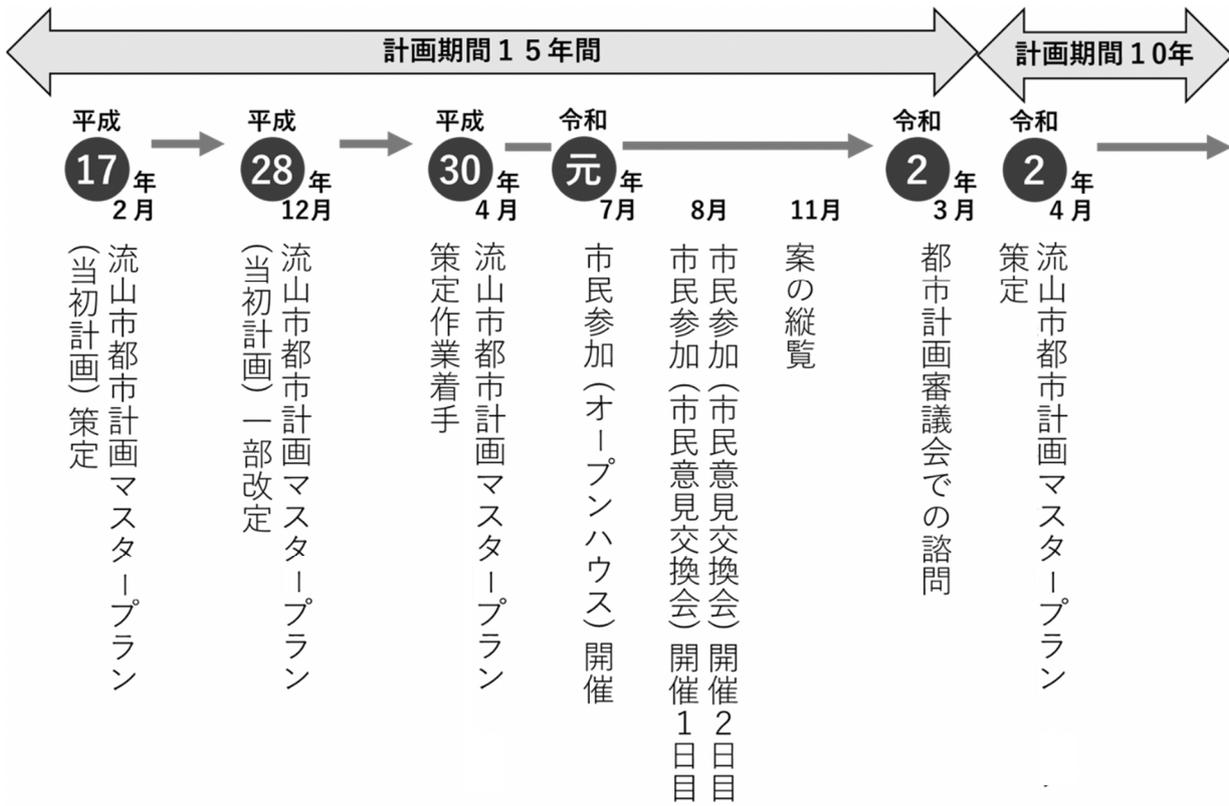


図1-2 都市計画マスタープラン策定の経緯



オープンハウスの様子

1日目: 令和元年7月1日
流山おおたかの森S・C

2日目: 令和元年7月2日
同上



1-4 都市計画マスタープランの目標年次

本計画の目標年次を令和12(2030)年とします。これは、「流山市総合計画」との整合性を図り、同基本計画の計画期間と合わせたものです。

したがって計画期間は令和2年(4月)から令和12年(3月)までの10年間です。

本計画の推進においては、市民、事業者及び市の協働によるまちづくりの実現のため、各主体の協働による進行管理を行うとともに、実施計画への反映状況等から進捗状況を確認し、実効性のあるものとしていきます。

また、進行管理の結果を踏まえつつ、社会経済情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

ただし、まちづくりを推進していくには、一朝一夕ではできない施策が多種あり、“まち”が成長する過程においては、今後想定される人口減少にも配慮しつつ、長期的な視野を持つことが重要です。



市民意見交換会の様子



1日目:令和元年8月10日
流山市生涯学習センター
(流山エルズ)
2日目:令和元年8月24日
流山市役所

